

施工条件の明示

事務所名 手賀沼下水道事務所

工事名 手賀沼終末処理場 No. 2 重力濃縮槽躯体補修工事
路線河海名 手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場
施工箇所 我孫子市相島新田

明示項目	明示事項
工程関係	1. 監督職員との連絡を密にし、工程において遅滞のないよう努めること。
用地関係	1. 作業員休憩所の設置、資機材等置場については、「作業員休憩所等設置申請書」を提出すること。また、工事完了後は原形復旧とすること。 2. 電力の利用については、自家発電機を利用すること。自家発電機を使用する場合は、設置位置、発電機の規格を記載した図面を工事打合せ簿にて提出すること。
環境対策関係	1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス）のため、各種公害対策関係法規を遵守し、施工すること。 2. 建設機械は、排出ガス対策型、低騒音型の機械を使用すること。 3. 工事によって発生する濁水については、その性状により必要な措置を施した後、適切に処理すること。
安全対策関係	1. 稼働施設に影響を与えないよう、細心の注意を払って施工すること。誤って損傷を与えた場合は直ちに作業を中止し、監督職員及び運転・維持管理者等に報告をすること。 2. 槽内への立入りに先立ち、事前に酸素欠乏症及び硫化水素ガス中毒に対する危険防止対策等を実施すること。なお、施工中においては上記有毒ガス等の測定器を常備し、必要に応じて換気を行うこと。 3. 足場の設置以前に槽内への立入りの際、又は設置した足場等での高所作業時には墜落制止用器具を使用し、転落防止に努め安全に留意し作業を行うこと。
工事用道路関係	1. 処理場内道路は時速 20km/h を厳守すること。
仮設備関係	1. 労働安全衛生法、労働安全衛生規則に準拠し施工すること。 2. 本工事の仮設は任意仮設とする。施行者の責任において安全性を検証すること。
建設副産物関係	1. 特記仕様書を参照すること。
工事支障物件等	1. 施工箇所周辺施設は、稼働中の施設であるため、既設の構造物等には損傷を与えないよう注意を払い施工すること。 2. 支障物がある場合は監督職員と書面にて協議して、取扱いを決定すること。 3. 設備等で新たに移設又は撤去復旧の必要が発生した際は、協議すること。
その他	1. 施工にあたり、調査及び施工時期を、他工事施工業者、監督職員、公益財団法人千葉県下水道公社及び水 i n g A M・メタウォーターサービス・特産・西原特定委託業務共同企業体と事前協議を行った上で調整をすること。 2. 適宜開催される「手賀沼終末処理場連絡協議会」に出席し、処理場内の他工事との調整を図ること。 3. 疑義が生じた場合は、監督職員と書面にて協議すること。